

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

1 青森県市町村総合事務組合について

青森県市町村総合事務組合は、地方自治法第284条の規定に基づく一部事務組合で、現在、10市、30町村、21一部事務組合、3広域連合の64団体で構成され、同組合規約別表第2に規定する11項目の事務を共同処理しており、本市では規約別表第2第10号「市町村税等の滞納整理に関する事務」を共同処理するため、平成27年4月1日付で本組合内組織である「青森県市町村税滞納整理機構」へ加入している。

2 地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

規約別表第1の「西北五環境整備事務組合（五所川原市、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町で構成）」は、これまで規約別表第2第8号の事務を共同処理するために加入していたが、「つがる西北五広域連合」に全ての事務を承継し、令和7年3月31日をもって解散することに伴い規約から削除するもの。
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減又は一部事務組合の規約を変更しようとする場合は、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされている。

●規約別表第1

地方公共団体	加入数	地方公共団体名				
市	10	青森市 十和田市	弘前市 三沢市	八戸市 むつ市	黒石市 つがる市	五所川原市 平川市
町村	30	平内町 西目屋村 中泊町 おいらせ町 三戸町	今別町 藤崎町 野辺地町 六ヶ所村 五戸町	外ヶ浜町 大鰐町 七戸町 大間町 田子町	蓬田村 田舎館村 六戸町 東通村 南部町	鯉ヶ沢町 深浦町 板柳町 鶴田町 横浜町 東北町 風間浦村 佐井村 階上町 新郷村
一部事務組合	21	中部上北広域事業組合 黒石地区清掃施設組合 三戸地区環境整備事務組合 西北五広域福祉事務組合 上北地方教育・福祉事務組合 弘前地区消防事務組合 八戸地域広域市町村圏事務組合 鯉ヶ沢地区消防事務組合 津軽広域水道企業団 久吉ダム水道企業団 青森地域広域事務組合				弘前地区環境整備事務組合 西北五環境整備事務組合(令和7年3月31日解散により削除) 西海岸衛生処理組合 五所川原地区消防事務組合 一部事務組合下北医療センター 下北地域広域行政事務組合 十和田地域広域事務組合 田子高原広域事務組合 八戸圏域水道企業団 北部上北広域事務組合
広域連合	3	津軽広域連合 青森県後期高齢者医療広域連合				つがる西北五広域連合
	64					

●規約別表第2

第1号	消防組織法第二十四条第一項の規定による非常勤消防団員に対する損害補償に関する事務
第2号	消防法第三十六条の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に対する損害補償に関する事務
第3号	災害対策基本法第八十四条第一項の規定による応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事務
第4号	水防法第四十五条の規定による水防に従事した者に対する損害補償に関する事務
第5号	消防組織法第二十五条の規定による非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務
第6号	消防職員及び消防団員に対する賞じゅつ金の支給に関する事務
第7号	消防組織法第二十四条第二項の規定による非常勤消防団員に対する福祉事業に関する事務
第8号	地方公務員災害補償法第六十九条及び第七十条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務 事務を共同処理する組合市町村等から「西北五環境整備事務組合」を削除
第9号	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務
第10号	市町村税等の滞納整理に関する次の事務 イ 地方税法第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金並びに国民健康保険法第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務 ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務 ハ その他納税の普及徹底等に関する事務
第11号	青森県自治会館の設置、管理及び運営に関する事務